



復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

開催日	平成30年1月17日(水)
時間	18:30~20:10
場所	鶴住居地区生活応援センター
参加人数	24人
議題	1. まちづくり計画の進捗状況及びスケジュールについて 2. 宅地引渡しスケジュールについて 3. 町界町名変更について 4. 土地区画整理事業の換地処分に向けて(今後の流れ) 5. 片岸公園の整備について 6. 消防水利・街路灯の整備について 7. 片岸8号線道路改良工事の進捗状況について 8. 意見交換



当日は、これらの議題について担当より説明いたしました。出席された皆様から、国道45号の無電柱化、町界町名の変更に伴う本籍地の関係、区画整理事業の換地計画・清算金、片岸公園の整備、消防水利の整備、片岸地区産業用地等様々な御意見御質問をいただきました。

議題の概要

町界町名変更について

アンケート結果について①

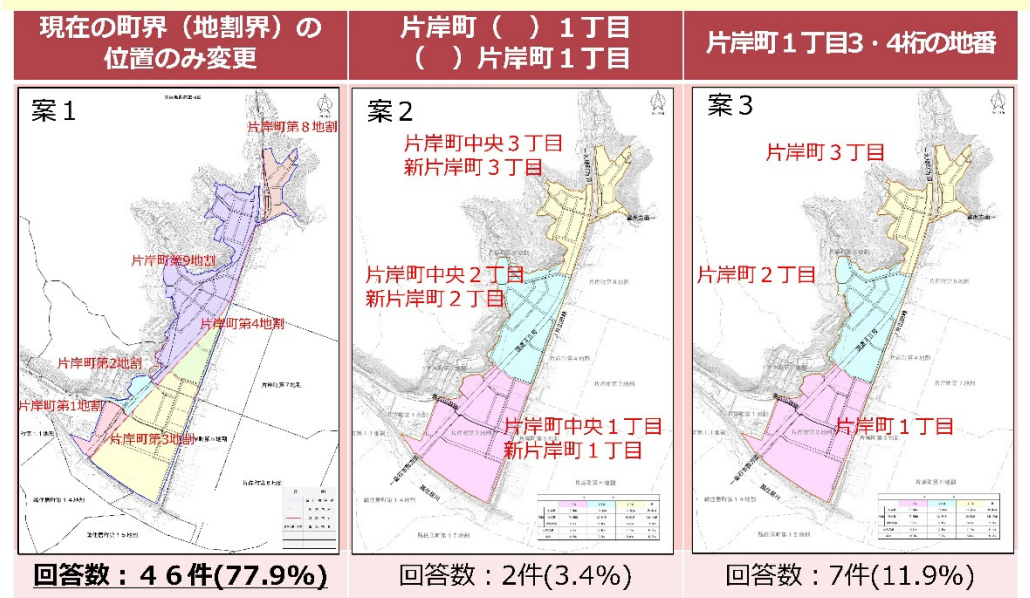
■ 町界町名変更の案を作成するため住民アンケートを次のとおり実施しました。

- 調査目的
町界町名変更にあたり、住民の意見を広く聴取するため実施
- 調査対象
片岸地区 住民・地権者及び事業者 347件
- 調査期間
平成29年10月27日(金) ~ 平成29年11月13日(月)
- 調査方法及び回答状況
郵送による配布及び回収

配布数	回答数	回答率
347件	59件	17.0%

アンケート結果について②

- 町界町名変更について、次の3案からどの方法が良いか質問しました。
- 町界変更案に対する意見は特にございませんでした。



※その他1件(1.7%)、未記入が3件(5.1%)

町界変更案について

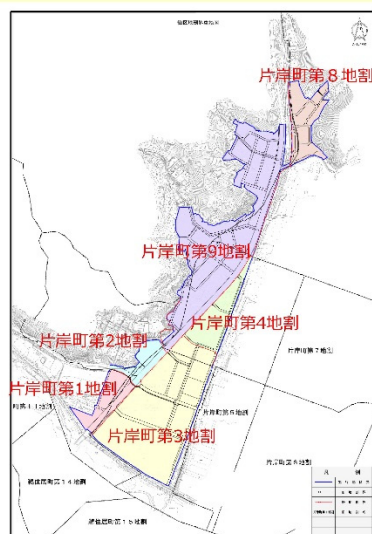
- 住民アンケートの結果、土地区画整理事業施行地区内外で同じ町名になる「案1：現在の地割界の位置のみ変更する案」を回答者の約8割が選択しました。
- その結果に基づき「現在の地割界の位置のみ変更する案」を「町界変更の議案」として市議会に提出します。

変更案

- 新町名は導入しない。
- 現在の地割界(町界)の位置を土地区画整理事業後の道路等の恒久的な施設に合わせるよう変更する。
- 地番は「201番」から連番で付番する。
- 施行地区外(白地の部分)は町名地番が変更されないため、**同じ町名**になります。

住所の表示例

片岸町第8地割 201番地



町界町名変更のスケジュールについて

- 素案の作成(平成29年6~9月)
町内役員会と町界町名変更案の素案を協議
- 案の検討(平成29年11月)
住民説明会及び町界町名変更案作成のためのアンケート実施
- 案の決定(平成30年1月予定)
アンケート結果に基づき住民説明会の開催
- 町界町名変更の議決(平成30年6月予定)
地方自治法第260条に基づく市議会の議決
- 住所の変更
換地処分の公告の翌日に住所が変更されます

片岸 8 号線道路改良工事の進捗状況について

- 事業目的
 - ①東日本大震災により、被害を受けた片岸地区の復興を実施します。
 - ②地震・津波の際、近接した漁港、市・県・国道、ICを結ぶ避難路線として整備をします。
- 現在の現場状況

平成29年9月に発生した台風18号や、長雨の影響により、現場内保全に不測の日数を要しています。（雨水対策）
- 今後の予定

当工事、県道吉里釜線及び県防潮堤の3事業で事業間調整を行い、片岸・室浜の住宅再建者がいることから、県道吉里釜線を優先に竣工させます。

雨水対策、事業間調整の結果、当工事の竣工を**平成30年3月末から平成30年9月末まで**とします。

※**但し、平成30年3月末に一般車両の通行は可能となりません。**



このような御意見をいただきました

- 国道45号の無電柱化は、どのような予定なのか。引っ越した後に、再び道路を掘り起こして工事をするのか。また、無電柱化は道路のどちら側なのか？

国道45号の無電柱化は、平成30年度以降順次行われますが、工期は、現時点では未定だと伺っております。その際には、歩道はもう一度掘削することになり、電柱移設の際にも掘削工事が行われます。詳しい説明が国土交通省から順次行われると思います。また、両側の歩道下に管路を設置し、電柱を無くすこととなります。
- 家を建てても、このままではテレビを観るのが厳しい状況です。ケーブルテレビ会社と電柱や街路灯に共架する件を協議しているのか。また、ケーブルテレビを観られるのはいつ頃になるのか？

電柱設置は、電力会社、NTT、ケーブルテレビのブロードネットと並行して協議を進めております。また、お示ししているライフライン（インフラ）の完了時点で、ケーブルテレビも共架されることとなります。ただし、ブロードネットは、個別に申し込みと契約が必要です。
- 本籍の変更手続きについては、片岸町に本籍地がある全員に市役所から連絡をしてもらえるのか？

片岸町の事業施行区域内に本籍がある方は、他県にお住まいの場合でも、市役所から新しい本籍地に変えるかどうかの意向調査票をお送りし、そのご返事をもとに市役所が変更いたします。ただし、運転免許証の本籍は、更新時などに個人での変更手続きが必要となります。
- 説明資料に過不足を金銭で清算という表記があるが、清算金では、地権者が支払うケースも出るのか？

地権者が支払う可能性もございます。整理前の土地の評価よりも換地の評価が高い方は徴収金、換地の評価が整理前より下回った場合は交付金という形で、換地相互間の不均衡を金銭で清算するという趣旨でございます。
- 取り付け道路で共有の私道は、減免の措置があると聞いたことがあるが、そうなるのか？

私道も宅地として取扱い、全くゼロ評価になることはございません。ただし、道路として減額評価をさせていただくこととなります。
- 従前の農地が区画整理により宅地として組み込まれているが、農地が全く考慮されないのか？

従前が農地で区画整理後も農地継続のご意向がある方は、地目を引き続き農地として登記できるよう調整を進めたいと考えています。大規模な土地では、全てを宅地の地目としている方や、一部を宅地とし大半は農地利用されている方など、様々なケースがございまして、一概には言えません。今後、地権者と協議し、市としましても柔軟に対応してまいりたいと考えております。
- 片岸公園について、駐車場は土地利用としてもったいない。例えば、企業誘致なりの有効利用が考えられるのではないのか。また、地権者が自分で土地利用したい場合は、どうするのか？

公園を利用する方々の駐車需要を想定し、駐車台数を算出しております。

また用地取得に関して、地権者の自己利用のご意向が出てくることも想定しておりますが、現在までは、代わりの土地や農地がほしいという要望は頂いておりません。引き続き、片岸公園の目的を丁寧に説明し、ご理解いただけるように努めてまいります。
- 椎茸工場は、釜石市が誘致し、片岸の住民も協力してきたものだ。しかし、当時の大きな計画と、現在の事情・内容が全く異なっている。広大な土地を有効活用するため、市が責任をもってある程度の方向を定めてもらいたい。

当初の事業者による事業計画と全く異なってきていて、遅々として進まないという状況となっていること、土地代の問題があることは、市としましても認識しており、会社に対して説明会の開催等を要請しております。引き続き努力してまいります。また、エリア全体について、土地の高さ、形、農工法の制限に関して、地域の方々と相談し検討してまいります。また、砂地の地盤であることから、地耐力的に建物を建てることのできる企業が他に無いか等も含め、広大な土地の利活用を検討してまいります。もう少々、お時間をいただきたいと思います。



復興事業については、可能な限り皆様の期待に応えられるよう進めていきたいと考えております。1日も早い工事の完成に向け、今後も全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については、「広報かまいし」や市のホームページでも公開しております。併せて御覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ
釜石市復興推進本部
TEL：0193-27-8479
FAX：0193-22-2686